



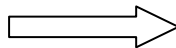
定年制のある事業所様

高年齢雇用確保措置 段階的な雇用の引き上げに向けての 整備はお済でしょうか？



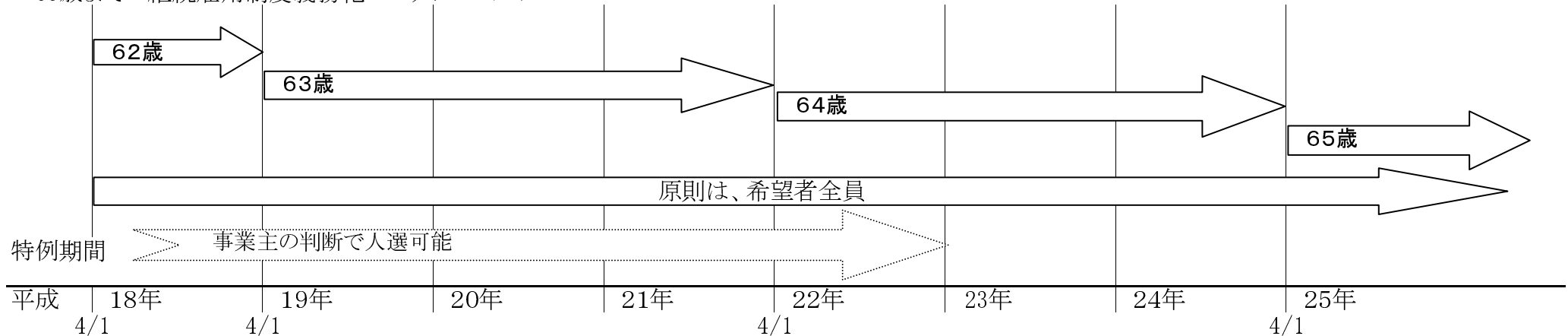
18年4/1～

右記①②③いずれかの措置をおこなわなければなりません。



- ① 定年を法定の上限年齢まで引き上げる(下表)
- ② 定年後も従業員が希望すれば、法定の上限年齢まで継続雇用をする
- ③ 定年を廃止する

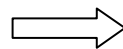
<65歳までの継続雇用制度義務化のスケジュール>



対策として

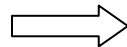
ここに注意! 何も対策しなければ、希望者全員を継続雇用しなければならず、場合によっては経費負担が発生します。

高齢者にふさわしい勤務制度と賃金制度の整備が必要です



公的機関の助成制度を利用等しながら賃金を見直し、人件費の負担を軽減することも可能。

原則、希望者全員を継続雇用しなければなりません



特例期間(最大5年間)、対象者を限定することが可能です。その場合の基準を労使協定で定める策が必要です。

(例) 過去1年間の出勤率が90%以上で欠勤がない者
過去1年以内に懲戒処分を受けたことがない者
健康診断の結果、健康面・体力面で業務に支障のない者